東京都若者応援空き家活用支援事業

【募　集　要　項】

（募集期間）

令和８年６月 11 日（木曜日）～同年 11 月 13 日（金曜日）

※　年度途中であっても、選定件数が３件に達した時点で受付を終了します。
受付終了については、住宅政策本部ホームページでお知らせします。

令和８年６月

東京都住宅政策本部

第１　はじめに

本事業は、民間事業者等が都内の所在する空き家を改修し、若者のチャレンジを応援する取組等を実施する場合において、当該改修工事（耐震工事を含む。）の費用の一部を補助することにより、「2050 東京戦略」（令和７年３月策定）に掲げる若者支援に係る政策目的を実現するとともに、空き家の利活用を促進することを目的とするものです。

第２　用語の定義

この募集要項で使用する用語の定義は、若者応援空き家活用支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で使用する用語の例によります。

第３　事業内容

民間事業者等が、都内に所在する空き家を改修し、若者のチャレンジを応援するための住宅又は施設を創出する取組を対象とします。

補助対象事業の実施に当たっては、関連する都の支援施策に関する情報を入居者等に提供するなど、都と連携して取組を進めていただきます。

１　応募に当たっての事前確認事項

民間事業者等は、本補助事業に応募するに当たり、活用を予定する空き家の改修等活用計画について、都市計画法、関係条例、地区計画その他これらに基づく規制のほか、建築基準法、同施行令及び消防法等の関係規定に適合させなければなりません。

２　補助対象事業の内容

民間事業者等が、都内に所在する空き家を若者のチャレンジを応援するための住宅又は施設（※１）を創出する取組（※２）を対象とします。

また、本補助事業後、活用計画のとおり運営する取組を要綱第 21 の期間以上実施していただくものとします。

※１「若者のチャレンジを応援するための住宅又は施設」とは

起業を目指す若者向けシェアハウス・コワーキングスペース、若者の居場所となる活動スペースなど、夢やアイデアを持つ若者を支援するために活用される住宅又は施設をいいます。

「若者のチャレンジを応援するための住宅又は施設」のイメージ

・起業を目指す若者向けのシェアハウス・コワーキングスペース
・漫画・アニメ・デザイン等の創作活動に取り組むクリエーター向けのシェアハウス
・若者の居場所となる活動スペース（若者の学びや創作活動を支援する施設や交流施設

等）など

※２「若者のチャレンジを応援するための住宅又は施設を創出する取組」の例
・起業を目指す若者向けのシェアハウスに空き家を改修し、起業に向けたソフト面の支援を行う取組
・若者の居場所となる活動スペースに空き家を改修し、若者の活動や挑戦を後押しするソフト面の支援を行う取組　など

３　活用する空き家の要件
以下の要件を満たす必要があります。
（１）居住その他の使用がなされていないこと。
（２）活用に当たり、空き家所有者の同意を得ていること。共有建物である場合は、共有者全員の同意を得ていること。
（３）建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合した建築物であること。
ただし、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受ける建物にあっては、建築物の安全性を高めるための十分な対策を講じること。
（４）昭和56年６月１日以降に着工した建築物であること。
ただし、昭和56年５月31日以前に着工された建築物であって、建築基準法及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律123号）の規定に適合することが証明されているもの又は耐震改修工事を実施するものについては、この限りではありません。

４　補助対象事業の実施地域
都内に存在している空き家を活用し、実施していただきます。

第４　補助対象事業の実施期間

補助金の交付決定の日から令和９年３月31日（水曜日）までに着手及び完了した事業でかつ、補助対象経費が支払い済みの事業を対象とします。

第５　補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち、次の１及び２の要件双方に適合し、かつ（１）から（２）までのいずれかに該当するものとします。なお、補助対象経費の算定に当たっては、消費税及び地方消費税を除きます。

１　補助金の交付決定の日から補助対象事業が終了するまでの期間に契約、履行、支払が完了した経費

２　使途、単価及び規模等の確認が可能であり、かつ補助対象事業に係るものとして明確に区分できる次に掲げる経費

（１）改修工事費

補助対象事業者が負担する補助対象事業の執行のために必要となる改修工事（以下、外構工事を含む。）に要する費用及び空き家の調査、設計及び計画（以下、インスペクションを含む。）に要する経費をいいます。

ただし、当該調査、設計及び計画に要する費用は、改修工事を実施する場合に限ります。また、当該調査、設計及び計画は、別表１（13 ページ）に掲げる者のいずれかが実施するものを対象とします。

（２）耐震改修工事費

補助対象事業者が負担する補助対象事業の執行のために必要となる耐震改修工事に要する費用

※ 以下のア～サに該当する場合は補助対象経費となりませんのでご注意ください。

ア　補助対象事業者以外が負担した改修工事費等の経費

イ　補助対象事業の執行中に発生した事故又は災害の処理のための経費

ウ　見積書、契約書、仕様書、納品書、完了報告書、請求書、振込控、領収書等に不備がある経費

エ　補助対象事業以外の事業と混合して支払が行われており、補助対象経費と区分できない経費

オ　借入金などの支払利息、損害遅延金、分割手数料（リボ払い手数料等）、振込手数料及び代引手数料

カ　契約及び支払に際し、ポイントを取得及び使用した場合のポイント相当分

キ　補助金の交付手続（交付申請や状況報告、完了実績報告等）に関する書類作成、送付及び書類作成代行に係る経費（作成業務委託、郵送料、手数料等）

ク　各種キャンセルに係る取引手数料等

ケ　一般的に合理的と認められる範囲を超える経費

その他、公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

第６　補助金の交付額

１　１件（１棟）当たり、改修工事費の３分の２かつ350万円（耐震改修工事を実施する場合は、当該工事に要する費用の３分の２かつ250万円以下を加算します。）を上限とし、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。

２　交付対象となるのは、１事業者当たり１件（１棟）までです。ただし、要件を満たす住戸が１件（１棟）に複数ある場合は、住戸全ての改修費を対象とします。

第７　募集スケジュール

１　募集要項の配布等

令和８年６月11日（木曜日）から「東京都住宅政策本部ホームページ」に掲載します。

２　応募受付期間

<u>令和８年６月11日（木曜日）から同年11月13日（金曜日）まで</u>

※ただし、選定件数が３件に達した時点で、期間中であっても申請受付を終了します。受付終了は東京都住宅政策本部ホームページでお知らせします。

※本補助事業の応募に当たっては、必ず都の担当者（問合せ先は13ページ記載）に連絡の上、事前相談をしてください。
関係規定等との適合性に関する都からの問合せがあった場合は、速やかに対応し、当該適合性について合理的な説明ができるようにしてください。

※「事業者選定委員会」の開催に合わせて２回の提出期限を設けます。
提出期限は東京都住宅政策本部ホームページでお知らせします。
（８月上旬頃及び11月上旬頃を予定しています。）

３　応募書類の提出方法

（１）郵送の場合は、提出期限までに到達するよう送付してください（必着）。
※配達の記録が残る方法での郵送をお勧めします。
※郵送した旨を電子メールで御連絡ください。
（メールアドレスは本募集要項の最終ページ記載の問合せ先のとおりです。）

（２）都庁に持参の場合は、提出の前日までに電話予約の上でご提出下さい。
※受付時間：平日午前10時から正午まで又は午後１時から午後４時まで

（３）郵送先又は提出場所

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目８番１号　東京都庁 第二本庁舎13階
住宅政策本部 民間住宅部 計画課 空き家施策推進担当
直通電話03-5320-7489、内線30-321

４　質問受付期間

応募受付期間中、随時受け付けます。

※ 別添様式「質問票」をメールでお送りください。

なお、いただいた質問が応募者全体に共通する内容である場合は、当該質問及び回答を東京都住宅政策本部ホームページで公開します。

5　事業者選定委員会（書類審査及びプレゼンテーション）の時期（予定）

（１）８月上旬頃までの申請受付分→８月下旬に実施

（２）11月上旬頃までの申請受付分→11月下旬に実施

6　事業者決定の時期

事業者選定委員会の約２～３週間後を予定しています。

◆募集スケジュール（予定）

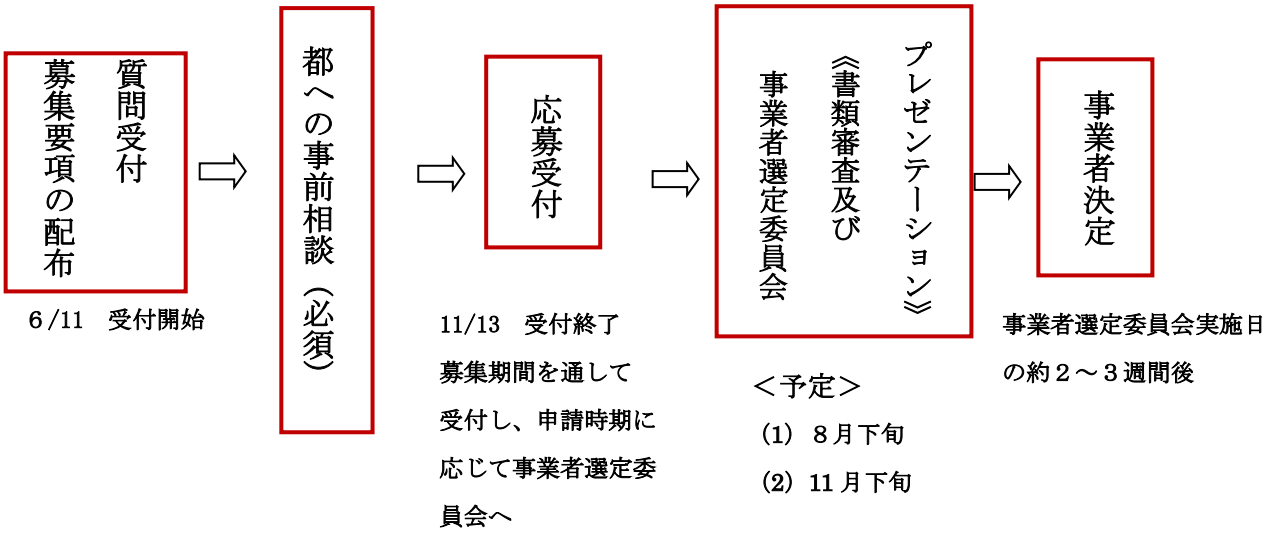

第８　応募資格等

1　応募資格

次に掲げる要件の全てを満たしていることが必要です。グループでの応募も可能です。

応募資格を満たさない場合は、応募書類が提出されても審査の対象となりません。

（１）会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、特定非営利活動促進法その他法律に基づき設立された法人（ただし、国及び地方公共団体を除く。）若しくは法人格のない任意の団体又は個人であって、本事業を円滑に行う能力等を有すること。

複数の事業者等が共同で事業実施する場合は、いずれか１者を代表事業者と定めて応募申請するとともに、選定後は、当該事業者が事業完了まで交付申請を始めとする補助金に係る手続を継続して実施すること。

（２）安定的運営を図れる資力、実績等及び本補助事業期間終了後も継続する意思を有すること。

（３）法令等を遵守していること。

ア　応募時点で法令に違反する事実がないこと。
イ　税を滞納していないこと。
ウ　過去に国・都道府県・区市町村等から受けた助成・補助において、不正等の事故を起こしていないこと。

（４）暴力団、暴力団員等が代表者等（役員、社員、使用人その他の従事者又は構成員）となっている団体又は暴力団と密接な関係を有する団体のいずれにも該当しないこと。

（５）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者その他これに準ずる経営状態にある者

（６）宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

（７）応募に当たって、以下の２点が可能であること

ア　都に事前相談を行い、応募に当たっての事前確認を行うこと。
イ　関係規定等との適合性に関する都からの問合せに速やかに対応できること。また、当該適合性について合理的な説明ができること。

（８）公的財源を用いた補助金であることに十分留意し、適正な支払等に向け、下記の３点が可能であること。

ア　都から提供される応募及び交付申請にかかる文書の閲読・理解、時宜に応じた参照と確認
イ　補助対象経費の内容等に関する確認・変更等に係る都職員との円滑な連絡調整
ウ　必要な証拠書類・帳票類・報告書の適切な時期における整備・作成・提出

２　応募に係る経費

全て応募者の負担とします。

第９　応募書類

１　応募書類の種類

応募書類は次に掲げる書類とします。ただし、（４）～（12）の書類について、応募申請時に提出できない場合は選定後の交付申請時までに提出してください。

（１）事業申込書（別紙様式１）

（２）事業提案書（別紙様式２－１から２－７）

（３）誓約書（別紙様式３）

（４）活用する空き家の所有者全員の同意書（別紙様式４）

（５）活用する空き家の所有者が確認できる書類（登記事項証明書、固定資産評価証明書（家屋／共有者がある場合は記載されたもの）、固定資産税・都市計画税納税通知書等）

（６）活用する空き家の所有者と応募者が異なる場合は、賃貸借契約書等又は賃貸借契約等を結ぶ予定であることが分かる書類

（７）建築着工年月の確認ができる書類
（建築確認済証、完了検査済証明その他これらに代わるもの）

（８）昭和56年５月31日以前に着工した建築物の場合は、建築基準法及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に適合することが確認できる書類

（耐震改修工事を実施する場合を除く。）
（９）補助対象改修工事等の見積書等の写し
(10) 既存建築物の平面図及び補助対象改修工事等の内容が確認できる図面等
（写真を含む。）

【調査、設計及び計画（インスペクションを含む。）を実施する場合】
(11) 実施者が別表１（13ページ）に掲げる者であることを証する書類の写し

【耐震改修工事を実施する場合】
(12) 耐震改修工事後の計画が耐震性を有することを証する書類

【応募者が法人の場合】
(13) 法人概要（書式任意）及び法人事業説明パンフレット等
(14) 法人定款等
(15) 直近２か年度分（２期分）の決算書
(16) 次に掲げる納税証明書全て（応募書類提出の直近の時期で取得できるもので、未納の税額がないことを証明するもの）
・法人税
・法人事業税
・法人住民税（法人都民税）
(17) 法人の登記事項証明書（提出日前の３か月以内に発行されたもの）

【応募者が個人の場合】
(18) 応募者を確認する資料（運転免許証、健康保険証の写し等）
(19) 住民税の納税証明書（直近１年分）
※住民税が非課税の場合は住民税（非）課税証明書

２　提出部数
ア 上記第９の１（１）から（19）までの書類（（13）を除く。）各 正本１部
イ 上記第９の１（13）の書類　５部

３　その他
（１）応募書類は、Ａ４サイズで横書きとしてください（図面はＡ３サイズでも可）。
また、応募書類の電子データを、原則、CD-RやDVD-Rを使用して提出してください。（電子データの容量等により、これによりがたい場合は、別途ご相談ください。）。
なお、記録媒体のウィルス感染等が無いよう、セキュリティには十分注意のうえ、提出をお願いします。
（２）応募書類に虚偽の記載があると明らかになった場合は、審査の対象としません。
（３）この要項に違反又は著しく逸脱した場合は、審査の対象としません。

（４）提出後の応募書類の差し替えは、原則として認めません。
（５）提出された応募書類は返却しません。

第10　審査・選定

提出された書類及び応募者によるプレゼンテーションに基づき、有識者等による事業者選定委員会において、審査・選定を行います。（事業者選定委員会の時期は６ページに記載のとおりです。）

なお、応募者が多数の場合は、プレゼンテーションを行う応募者として、別紙様式２「事業提案書」が一定の基準に達した応募者を、事前に選定する場合があります。

また、事業者選定委員会は非公開とし、審査・選定内容に係る質問や異議は受け付けません。

１　事業提案書について

実現可能な事業計画となっているか十分精査し、御提出ください。

２　プレゼンテーションについて

事業提案書のみにより行います。

プレゼンテーションの日時や対象者については、別途通知（共同申請の場合には代表事業者に通知）します。

事業提案書以外の資料、パンフレット等を使用することはできません。また、プレゼンテーション時にカメラやレコーダー等により記録をとることはできません。

３　審査基準

事業者選定委員会において、下記の視点から審査し、補助対象事業者を選定します。

（１）趣旨・目的への適合性（都の政策への適合性含む）
（２）若者支援への寄与度（組織体制・運営方法・計画）
（３）空き家の有効活用
（４）実現可能性
（５）財務・継続性

なお、応募者の得点が一定の基準に達した場合であっても、著しく評価の低い項目があるなどの場合は、補助対象事業者として選定しないことがあります。

４　選定件数（予定）

最大３件まで

５　選定結果

合否によらず応募者に対して書面で通知します。また、選定した事業については、事業者名及び事業概要を公表します。

第 11　補助金の交付手続、条件等

1　交付申請

補助金の交付を受けるためには、別途交付申請等の手続を行う必要があります。

選定された補助対象事業者には、選定結果の通知後、補助金の交付申請の手続等についてお知らせします。交付申請では申請書とともに、補助対象事業に要する経費の内訳等を提出していただきます。

2　交付決定

知事は、補助金の交付申請を受けた後、申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を申請者に通知します。補助対象事業の着手（事業の遂行に係る契約を含む。）は、交付決定通知日以後可能になります。当該通知日よりも前に着手した事業については、原則、補助対象となりませんので注意してください。

工事を実施する場合は、交付決定日以降、改修予定地において工事に着手していないことを証明する現場写真（撮影日が判る新聞等を持って撮影）を、交付決定日後、提出してください。

3　計画変更

補助対象事業者はやむを得ない事情により、補助金の交付申請額や補助対象事業に要する経費の配分、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知事に申請し、承認を得る必要があります。

また、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示に従ってください。このような手続を経ず、補助対象事業の内容等を変更した場合は、補助の対象とならず、交付決定を取り消すことがあります。

4　状況・実績報告

補助対象事業の進捗等を調査・確認するため、補助事業の途中で状況の報告を求めることがあります。

また、補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、完了実績報告書に事業実績を確認するための書類（※１）、補助対象経費の支払を証明する書類（※２）、及び事業内容や成果などを記載した報告書等を添えて、速やかに知事に提出していただく必要があります。

※１　見積書、契約書、仕様書、納品書、完了報告書等の補助対象経費の使途・単価・規模、契約、仕様、履行等の確認が可能であり、かつ補助対象事業に係るものとして明確に区分されていることを確認できる帳票類

※２　領収書及び金融機関等の第三者による支払が確認できる送金伝票等

知事は、完了実績報告書を受理した後、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者へ通知します。その後、補助対象事業者からの請求書に基づき、補助金の支払を行います。

なお、補助対象事業完了時に提出する報告書等については、本事業の普及のため、知事が補助事業者と協議の上、一般に公開することができるものとします。

5　関係書類の保存

補助対象事業者は、補助対象事業の収支に関する帳簿、証拠書類その他補助対象事業の実施経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して５年間、これを保管しなければなりません。

6　取得財産の管理、処分の制限

補助対象事業者は、当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行ってください。

また、当該不動産及び財産（取得価格又は増加価格が50万円以上のものに限る。）については、補助対象事業終了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令において耐用年数が10年未満のものにあっては耐用年数）以内に処分（目的外使用、売却、譲渡、交換、貸付、担保に供すること、取壊し及び廃棄）しようとするときは、事前に知事の承認が必要です。

特に、当該補助対象事業で改修した空き家の所有者を変更しようとするときは、知事の承認を受けるに当たり、原則、変更後の所有者と残管理期間において、本事業の要件を遵守していただく旨の同意書を取り交わす必要があります。

なお、知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがあります。

7　交付決定の取消し及び補助金の返還

補助対象事業者、補助対象事業の関係者が、次のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。また、既に補助対象事業者に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

（１）偽りその他不正の手段により、補助金の交付等を受けたとき
（２）補助対象事業を中止し、又は廃止したとき
（３）補助金を他の用途に使用したとき
（４）補助対象事業を予定の期間内に着手しないとき又は完了しないとき
（５）その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件、要綱に基づく命令又は法令に

違反したとき

８　補助金の重複受給の禁止

補助対象事業者は、本件補助対象部分に係る経費を本件補助事業以外の国、地方公共団体等の補助事業の補助金と重複して受給することはできません。

第12　その他

１　補助対象事業者は、補助対象事業の終了後５年間、本事業への応募内容に沿って空き家を活用するとともに、毎年度末に当該空き家の当該年度の活用状況を活用状況報告書（要綱別記第15号様式）により、知事に報告する必要があります。

２　補助対象事業者は、本事業に関して都が行う広報活動にご協力いただきます。

また、補助対象事業終了後においても、都が実施する本事業に関する事例報告や情報発信、現場見学会やヒアリング、事業評価業務に対してご協力いただく場合があります。

３　都は、補助対象事業者又はその協力者が、補助金の交付決定の日から事業期間終了までの間に著しく社会的信用を損なう等の問題があると認められる場合には、補助対象事業者の選定を取り消すことがあります。

４　この募集要項及び応募様式に示された事項を遵守しない場合は、補助対象事業者の選定を取り消し、又は補助金の返還を求めることがあります。

５　応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、都は、応募者の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できることとします。

６　本事業において作成され、既に他の所有権等を有するものを除く報告書の所有権及び著作権は、都に帰属します。

７　補助対象事業者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。本事業終了後も同様です。

８　補助対象事業者は、本事業において得られた個人情報について、関係書類・データの管理保管を徹底し、適正に取り扱ってください。

別表１（第５、第９関係）

調査、設計及び計画（以下、インスペクションを含む。）の実施者

耐震に関する調査、設計及び計画	・建築士法（昭和25年法律第202号）第３条から第３条の３までの規定に基づき同条に規定する建築物と同種同等の建築物を設計することができる一級建築士、二級建築士又は木造建築士 ・建築基準法第77条の21第１項に規定する指定確認検査機関 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関 ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する大学の建築学を研究する学部及び専攻科若しくは大学院における耐震工学の教授又は准教授の職に在り、又は在った者 ・知事が調査、設計及び計画を行う知識と技能を有すると認める者
耐震以外の調査、設計及び計画を実施する場合 （ただし、インスペクションを除く。）	・建築士法第３条から第３条の３までの規定に基づき同条に規定する建築物と同種同等の建築物を設計することができる一級建築士、二級建築士又は木造建築士
耐震以外のインスペクションを実施する場合	・建築士法第２条第１項に規定する建築士又は建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び同法施行令第34条に規定する建築施工管理技士であって「既存住宅インスペクション・ガイドライン」（平成25年6月・国土交通省）における検査人 ・既存住宅状況調査（既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第１項に規定する住宅の構造耐力上主要な部分等の状況の調査）を行う技術者で、国土交通大臣の登録を受けた講習の修了証明書を有する者 ・知事がインスペクションを行う知識と技能を有すると認める者

問合せ先　東京都住宅政策本部民間住宅部計画課空き家施策推進担当
〒163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都庁第二本庁舎13階中央
電　話：03-5320-7489（直通）
メール：S1090501@section.metro.tokyo.jp